

登記手続案内は**電話**により対応中です。

- 1 「新しい生活様式」の実践の観点から、登記手続案内は**電話**により対応しています。希望されるお客様は、最寄りの法務局へ**事前に電話で予約**してください。

[手続案内の「予約申込み・お問合せ先一覧」は、こちら](#)をご覧ください。

- 2 登記手続案内をご利用の際は、事前に登記申請書の様式を準備していただくとスムーズです。

[不動産登記申請\(所有権移転, 抵当権抹消等\)は、こちら](#)をご覧ください。

[法人登記申請\(会社設立, 役員変更等\)は、こちら](#)をご覧ください。

※ 登記申請書を法務局に提出する前に、軽微な誤りがないかの確認のために、必ず下記チェックリストによる自己点検をお願いします。

[「不動産登記申請書提出前のチェックリスト」は、こちら](#)をご覧ください。

[「商業・法人登記申請書提出前のチェックリスト」は、こちら](#)をご覧ください。

- 3 福岡法務局における登記手続案内を動画により説明しています。

[登記手続案内の説明動画は、こちら](#)をご覧ください。